

## 別紙図1

## 電線・水管・ガス管・下水道管・家庭排水管の埋設深及び管種に関する道路占用許可基準

事業種別		埋設深		管種	口径
事業名称	路線種別	車道	歩道		
水道事業	本線 (※注1)	路面と管の頂部間距離1.2m(やむを得ない場合は0.6m)		個々に協議※注3	個々に協議
	本線以外 (※注1)	舗装厚(路盤厚含む)+0.3m(当該値が0.6mに満たない場合は0.6m)(※注7)	路面(※注6)と管の頂部間距離0.5m		
	各戸引込管				
下水道事業	本線 (※注2)	路面と管の頂部間距離3.0m(やむを得ない場合は1.0m)		個々に協議※注4	個々に協議
	本線以外 (※注2)	舗装厚(路盤厚含む)+0.3m(当該値が1.0mに満たない場合は1.0m)(※注7)	路面(※注6)と管の頂部間距離0.5m		
	各戸引込管				
ガス事業	本線 (※注1)	路面と管の頂部間距離1.2m(やむを得ない場合は0.6m)		個々に協議	個々に協議
	本線以外 (※注1)	舗装厚(路盤厚含む)+0.3m(当該値が0.6mに満たない場合は0.6m)(※注7)	路面(※注6)と管の頂部間距離0.5m		
	各戸引込管				
電気事業		舗装厚(路盤厚含む)+0.3m(当該値が0.6mに満たない場合は0.6m)(※注7)	路面(※注6)と管の頂部間距離0.5m	個々に協議※注5	個々に協議
電気通信事業		舗装厚(路盤厚含む)+0.3m(当該値が0.6mに満たない場合は0.6m)(※注7)	路面(※注6)と管の頂部間距離0.5m	個々に協議	個々に協議
家庭排水		横断占用:路面と管の頂部間距離0.25m以上 縦断占用:路面と管の頂部間距離0.60m以上(※8)		硬質塩化ビニール管(VP管) 耐衝撃性硬質塩化ビニール管(HI管) ヒューム管 強化プラスチック複合管	150mm以下

※注1:ガス・水道の本管とは、ガス・水道施設における基幹的な線で、道路の地下に設けるには道路構造の保安等の観点から所要の配意を要するものをいう。

本管以外とは、給水管または引込線と直接接続されるもの、もしくは直接接続が予定されているものをいう。給水管は本線以外の管に該当する。

※注2:下水道管の本線とは、下水道施設における幹線的な線で、道路の地下に設けるには道路構造の保安等の観点から所要の配意を要するものをいう。

下水道法施工規則第3条第1項における主要な管渠(下水排除面積20ha以上の管渠が、下水道管の本線に該当する)。

※注3:水道配管用ポリエチレン管については、引張降伏強度204kgf/m<sup>2</sup>以上のものでかつ外径/厚さ=11のもののみ使用可である。

※注4:下水道管に外圧1種ヒューム管を用いる場合は、当該下水道管と路面との距離は1.0m以下にはしないこと。

※注5:コンクリート外孔管については、管材曲げ引張強度54kgf/m<sup>2</sup>以上のもののみ使用可能である。

※注6:マウンドアップ歩道の場合、将来切り下げられることを考慮し、車道路面を路面とみなす。

※注7:路面には凍上抑制層を含み、遮断層は含まない。

※注8:家庭排水縦断占用は、屈曲点及びその延長が25m以上になるときは、小口径マンホール(道路幅員により14t・25t)を設置する。また、最大占用延長50mまでとする。